

第3号議案

豊後大野市電気事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊後大野市電気事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月27日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市電気事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市電気事業の設置等に関する条例（平成30年豊後大野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。